

平成十二年政令第二百四十六号

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び消防組織法（昭和二十一年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。	目次
第一章 本省	第一節 秘書官（第一条）
第二節 内部部局等	第二款 特別な職の設置等（第十六条—第十九条）
第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官（及びサイバーセキュリティ統括官の設置等（第二条—第十五条））	第三款 課の設置等（第二条—第十五条）
第二目 削除（大臣官房（第二十条—第二十六条）の設置等（第二条—第十五条））	第四款 行政評価局（第四十条—第四十四条）
第三目 行政管理局（第三十六条—第三十九条）	第五目 自治行政局（第四十五条—第五十四条）
第四目 行政評価局（第四十五条—第五十四条）	第六目 自治財政局（第五十五条—第六十一条）
第五目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）	第七目 自治税務局（第六十二条—第六十六条）
第六目 国際戦略局（第六十七条—第七十五条）	第八目 国際戦略局（第六十七条—第七十五条）
第七目 統計局（第七十六条—第七十九条）	第九目 情報流通行政局（第七十七条—第八十九条）
第八目 総合通信基盤局（第九十条—第一百八十九条）	第十目 総合通信基盤局（第九十条—第一百八十九条）
第九目 政策統括官（第一百九十九条）	第十一目 統計局（第一百十一条—第一百十八条）
第十目 サイバーセキュリティ統括官（第一百二十一条）	第十二目 政策統括官（第一百二十二条）
第十三目 施設等機関（第一百二十六条—第一百三十二条）	第十四節 地方支分部局（第一百三十三条—第一百四十条）
第十五節 審議会等（第一百二十一一条—第一百二十九条）	第十六節 地方支分部局（第一百三十三条—第一百四十条）
第十七節 第五節	第十八節

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官（秘書官の定数）	第二款 特別な職の設置等（第十六条—第十九条）
第二節 内部部局等	第三節 審議会等（第一百五十一条）
第四節 施設等機関（第一百五十二条）	第五節 附則
第一章 本省	第一章 本省
第二節 秘書官	第二節 秘書官（第一条）
第三節 審議会等（第一百五十一条）	第三節 秘書官（第一条）
第四節 施設等機関（第一百五十二条）	第四節 施設等機関（第一百五十二条）

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官（秘書官の定数）	第二款 特別な職の設置等（第十六条—第十九条）
第二節 内部部局等	第三節 秘書官（第一条）
第四節 施設等機関（第一百五十二条）	第五節 附則
第一章 本省	第一章 本省
第二節 秘書官	第二節 秘書官（第一条）
第三節 審議会等（第一百五十一条）	第三節 秘書官（第一条）
第四節 施設等機関（第一百五十二条）	第四節 施設等機関（第一百五十二条）

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官（秘書官の定数）	第二款 特別な職の設置等（第十六条—第十九条）
第二節 内部部局等	第三節 秘書官（第一条）
第四節 施設等機関（第一百五十二条）	第五節 附則
第一章 本省	第一章 本省
第二節 秘書官	第二節 秘書官（第一条）
第三節 審議会等（第一百五十一条）	第三節 秘書官（第一条）
第四節 施設等機関（第一百五十二条）	第四節 施設等機関（第一百五十二条）

べきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

七 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の施行に関すること。

八 独立行政法人評価制度委員会の庶務に関すること。

（行政評価局の所掌事務）

第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政策評価（国家行政組織法第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）、第五条第二項及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

二 各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。

三 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。

四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらを「評価及び監視を行なうこと」という。）に連関して、次に掲げる業務の実施状況に関する必要な調査を行うこと。

五 独立行政法人の業務

六 前条第六号に規定する法人の業務

七 國の委任又は補助に係る業務

八 行政評価等に関する事務に該する調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関する調査を行うこと。

（自治行政局の所掌事務）

第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方自治及び民主政治の普及徹底に関する苦情の申出についての必要なあつせんに応すること。

二 地方行政相談委員に関すること。

三 地方行政局の所掌事務に属するもの（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。

四 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

五 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。第四十九条第七号において同じ。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行うこと。

七 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関する必要な意見を関係行政機関の長に述べること（自治財政局及び監視を「行政評価等」という。）に連関して、次に掲げる業務の実施状況に関する必要な調査を行うこと。

八 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であって、國の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

九 國の委任又は補助に係る業務

十 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること。

十一 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案に関すること。

十二 住民基本台帳制度に関すること。

十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十

六年 各行政機関の業務、第四号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに応すること。

七 行政相談委員に関すること。

（自治行政局の所掌事務）

第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方自治及び民主政治の普及徹底に関する苦情の申出についての必要なあつせんに応すること。

二 地方行政相談委員に関すること。

三 地方行政局の所掌事務に属するもの（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。

四 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

五 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。第四十九条第七号において同じ。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行うこと。

七 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関する必要な意見を関係行政機関の長に述べること（自治財政局及び監視を「行政評価等」という。）に連関して、次に掲げる業務の実施状況に関する必要な調査を行うこと。

八 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であって、國の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

九 國の委任又は補助に係る業務

十 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること。

十一 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案に関すること。

十二 住民基本台帳制度に関すること。

十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十

五年 法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知並びに同条第七項に規定する個人番号カードの発行、交付及び管理に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。

十五 住居表示制度に関すること。

十六 行政書士に関すること。

十七 地方独立行政法人に関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）。

十八 地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。

十九 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関すること。

二十 地方公務員の共済制度及び災害補償制度に関する制度の企画及び立案に関すること。

二十一 公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に関すること。

二十二 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。

二十三 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関すること。

二十四 第二十一号及び第二十二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。

二十五 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関すること。

二十六 地方自治に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二十七 地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に関する意見並びに調査及び統計の作成について関係部局（自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁）をいう。以下同じ。）の調整を図ること。

二十八 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。

- 六 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十
一号）第七条に規定する翌年度の地方団体の
歳入歳出総額の見込額に関すること。
- 七 後進地域その他の特定の地域に対する国の
財政上の特別措置に関すること。
- 八 地方交付税に関すること。
- 九 地方債に関すること。
- 十 地方公共団体の財政資金の調達に関するあ
つせん、助言その他の協力に関すること。
- 十一 当せん金付証票に関すること。
- 十二 地方競馬、自転車競走及びモーターボー
ト競走を行うことができる市町村の指定に関
すること。
- 十三 地方公共団体の経営する企業に関するこ
と。
- 十四 地方公共団体の財務に関する事務に
関する資料の提出の要求、調査及び助言に
関すること。
- 十五 地方公共団体の財政の健全化に関するこ
と。
- 十六 地方財政審議会の庶務（地方公務員共済
組合分科会及び固定資産評価分科会に係るも
のを除く。）に関すること。
- 十七 前各号に掲げるものほか、地方財政に
関すること。
- 十八 公立大学法人及び公営企業型地方独立行
政法人に関すること。
- （自治税務局の所掌事務）
- 十九条 自治税務局は、次に掲げる事務をつか
ざる。
- 一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地
方税制（地方税、森林環境税及び特別法人事
業税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、
自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機
燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事
業譲与税並びに国有資産等所在市町村交付
金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有
提供施設等所在市町村助成交付金に関する制
度をいう。以下この条及び第六十三条におい
て同じ。）に係るものに関すること。
- 二 地方税制に関する国と地方公共団体及び地
方公共団体相互間の連絡調整に関すること。
- 三 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及
び立案並びに運営に関する必要な意見を關係
行政機關の長に述べる事務のうち地方税制に
係るものに関すること。
- 四 地方税制の企画及び立案に関すること。
- 五 組合の運営に関する事務に係るものに関する
こと。
- 六 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する
技術の研究及び開発に関する事務のうち情報
通信の高度化に関するものに関すること。
- 七 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であ
つて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係
るものに関すること。
- 八 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）
で定める範囲内において、情報の電磁的流通
及び電波の利用に関する国際的取決めを協議
し、及び締結すること並びに国際電気通信連
合その他の機関と連絡すること（第十二条第
一項第八号に掲げるものを除く。）。
- 九 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括
に関する事務に係るものに関すること。
- 十 國際戦略局、情報流通行政局及び総合通信
基盤局並びにサイバーセキュリティ統括官
に関する制度の企画及び立案に関すること。

- 五 法定外普通税及び法定外目的税の新設又は
変更に係る協議及び同意に関すること。
- 六 前二号に掲げるもののほか、地方税、森林
環境税及び特別法人事業税に関すること。
- 七 地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料
譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲
与税に関すること。
- 八 国有資産等所在市町村交付金、国有資産等
所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在
市町村助成交付金に関すること。
- 九 地方財政審議会固定資産評価分科会の庶務
に関すること。
- （国際戦略局の所掌事務）
- 第十条 国際戦略局は、次に掲げる事務をつか
ざる。
- 一 情報の電磁的流通（符号、音響、影像その
他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は
受信をいう。以下同じ。）の規律及び振興に
関する総合的な政策のうち技術に関するもの
の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 宇宙の研究、開発及び利用に係る情報の電
磁的流通及び電波の利用に関する基本的な政
策の企画及び立案に関すること。
- 三 電気通信業及び放送業（有線放送業を含
む。以下同じ。）の発達、改善及び調整に關
すること（電気通信業及び放送業の国際競争
力の強化に関するものに限る。）。
- 四 周波数標準値の設定、標準電波の発射及び
標準時の通報に関すること。
- 五 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利
用設備を含む。）に関する技術上の規格に關
すること。
- 六 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する
技術の研究及び開発に関する事務のうち情報
通信の高度化に関するものに関すること。
- 七 放送業の発達、改善及び調整に關する事務の
うち情報通信の高度化に関するものに関する
こと。
- 八 日本放送協会に属するものを除く。）。
- （国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 情報通信の高度化に関する事務のうち情報
通信の高度化に関するものに関すること。
- 十 郵政事業（法律の規定により、郵便局にお
いて行うものとされ、及び郵便局を活用して
行うことができるものとされる事業をいう。
以下同じ。）に關すること。
- 十一 郵便認証司に關すること。
- 十二 信書便事業の監督に關すること。
- 十三 条約又は法律（法律に基づく命令を含
む。）で定める範囲内において、郵便に關す
る国際的取決めを協議し、及び締結すること。
- 十四 印紙の売りさばきに關する業務に關する
こと。

- （以下「国際戦略局等」という。）の所掌事務
に係る国際協力に関する基本的な政策の企画
及び立案に關すること。
- 十二条 国立研究開発法人情報通信研究機構の組
織及び運営一般に關すること。
- 十三条 国立研究開発法人審議会の庶務に
関すること。
- 十四条 地方財政審議会固定資産評価分科会の庶務
に關すること。
- （情報流通行政局の所掌事務）
- 第十一条 情報流通行政局は、次に掲げる事務を
つかざる。
- 一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関するもの
を除く。）に係る。
- 二 放送（有線放送を含む。以下同じ。）に係
る情報の電磁的流通のための有線又は無線の
施設の設置及び使用的規律に關すること（有
線ラジオ放送の施設の設置の規律に關するもの
を除く。）。
- 三 情報の電磁的流通のための有線又は無線の
施設の整備の促進に關すること。
- 四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報
の電磁的流通の促進に關すること。
- 五 情報の電磁的流通の円滑化のための制度の
整備その他の環境の整備に關すること。
- 六 前各号に掲げるものほか、情報の電磁的
流通の規律及び振興に關すること（国際戦略
局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュ
リティ統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 七 放送業の発達、改善及び調整に關する事務の
うち情報通信の高度化に関するものに関する
こと。
- 八 日本放送協会に属するものを除く。）。
- （国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 情報通信の高度化に関する事務のうち情報
通信の高度化に関するものに関すること。
- 十 郵政事業（法律の規定により、郵便局にお
いて行うものとされ、及び郵便局を活用して
行うことができるものとされる事業をいう。
以下同じ。）に關すること。
- 十一 郵便認証司に關すること。
- 十二 信書便事業の監督に關すること。
- 十三 条約又は法律（法律に基づく命令を含
む。）で定める範囲内において、郵便に關す
る国際的取決めを協議し、及び締結すること。
- 十四 印紙の売りさばきに關する業務に關する
こと。

- （以下「国際戦略局等」という。）の所掌事務に
関すること。
- 十六条 情報通信政策研究所の組織及び運営一般
に關すること。
- 十七条 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に
関すること。
- 十八条 情報通信政策研究所の組織及び運営一般
に關すること。
- 十九 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組
織及び運営一般に關すること。
- 二十 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管
理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び
運営一般に關すること。
- 二十一 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会
社の組織及び運営一般に關すること。
- 二十二 総合通信基盤局は、前項第十号から第十四号ま
で、第二十号及び第二十一号に掲げる事務をつ
かざる。
- （総合通信基盤局の所掌事務）
- 十二条 総合通信基盤局は、次に掲げる事務を
つかざる。
- 一 情報の電磁的流通のための有線又は無線の
施設の設置及び使用的規律に關すること（放
送に係るものにあっては、有線ラジオ放送の
施設の設置の規律に關するものに限る。）。
- 二 電気通信業の発達、改善及び調整に關する
こと（国際戦略局の所掌に属するものを除
く。）。
- 三 非常事態における重要通信の確保に關する
こと。
- 四 周波数の割当及び電波の監督管理に
ること（放送に係る無線局免許等関係事務
（無線局の免許又は登録をする事務をいう。
以下同じ。）を除く。）。
- 五 電波の監視及び電波の質の是正及び不法
に開設された無線局及び不法に設置された高
周波利用設備の探査に關すること。
- 六 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響
による被害の防止又は軽減に關すること。
- 七 電波の利用の促進に關すること（国際戦略
局及び情報流通行政局の所掌に属するものを
除く。）。
- 八 分配された周波数の使用及び混信に關する
国際電気通信連合憲章附屬書に規定する主管庁又
は事業体をいう。第九十九条第八号において
同じ。）との連絡並びに国際電波監視機関と
の連絡に關すること。

九 電波監理審議会の庶務に関する事務	電気通信事業部は、前項第一号に掲げる事務（電波部の所掌に属するものを除く。）同項第二号に掲げる事務及び同項第三号に掲げる事務（電波部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
三 電波部は、第一項第一号及び第三号に掲げる事務（無線に係るものに限る。）並びに同項第四号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。	（統計局の所掌事務）
第十三条 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関する事務。
	二 二次的統計（各種の統計を加工することにより作成される統計をいう。第一百五十五条において同じ。）の作成（他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。
	三 統計の作成及び利用に必要な情報の収集及び提供に関する事務。
	四 統計局の情報システム及び次条第二号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に関する事務。
	五 前各号に掲げるもののほか、統計の作成、研究及び提供に関する事務（他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。
	六 総務省において実施する統計調査の調整に関する事務。
七 国立国会図書館支部総務省統計図書館に関する事務を分掌し、及び第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。	（政策統括官の職務）
第十四条 政策統括官は、命を受けて第一号に掲げる事務及び立案に関する次に掲げる事務	一 総務省の所掌事務に関する企画及び立案並びに統計調査の実施についての企画及び立案。
イ 統計及び統計制度に関する次に掲げる事務	二 統計及び統計制度の発達及び改善に関する企画及び立案。
ロ 統計調査の実施についての審査及び調整並びに統計基準の設定に関すること。	（統計局の所掌事務）

八 統計職員の養成の企画及び立案に関する事務	（公文書監理官の職務）
二 國際統計事務の統括に関する事務	（公文書監理官の職務）
本 イからニまでに掲げるもののほか、統計の発達及び改善に関する事務（統計局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。	（公文書監理官の職務）
三 恩給制度に関する企画及び立案に関する事務	（公文書監理官の職務）
四 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関する事務	（公文書監理官の職務）
第五条 サイバーセキュリティ統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。	（サイバーセキュリティ統括官の職務）
一 情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三号及び第十八号第五項において同じ。）の確保に関する事務。	（サイバーセキュリティ統括官の職務）
二 情報の電磁的流通における個人情報の保護に関する事務	（サイバーセキュリティ統括官の職務）
三 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関する事務。	（サイバーセキュリティ統括官の職務）
四 総務局の情報システム及び次条第二号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に関する事務。	（サイバーセキュリティ統括官の職務）
五 前各号に掲げるもののほか、統計の作成、研究及び提供に関する事務（他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。	（サイバーセキュリティ統括官の職務）
六 総務省において実施する統計調査の調整に関する事務。	（サイバーセキュリティ統括官の職務）
七 地域力創造審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項のうち地域の活力を創造するための施策に関するものについての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。	（地域力創造審議官の職務）
八 総務官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。	（地域力創造審議官の職務）
九 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第三条第一項の規定による特別交付金に關する事務。	（地域力創造審議官の職務）
十 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律第九条第一項に規定する弔慰金等に関する事務。	（地域力創造審議官の職務）
十一 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関する事務。	（地域力創造審議官の職務）
十二 一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務に関する事務（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。	（地域力創造審議官の職務）
十三 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穩の保持に関する法律第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関する事務。	（地域力創造審議官の職務）
十四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関する事務。	（地域力創造審議官の職務）

九 総務省の機構及び定員に関する事務	（公文書監理官の職務）
二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務	（公文書監理官の職務）
三 総務省の所掌事務に関する官報掲載に関する事務	（公文書監理官の職務）
四 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事務	（公文書監理官の職務）
五 國会との連絡に関する事務	（公文書監理官の職務）
六 総務省の保有する情報の公開に関する事務	（公文書監理官の職務）
七 総務省の保有する個人情報の保護に関する事務	（公文書監理官の職務）
八 公益信託の監督に関する事務	（公文書監理官の職務）
九 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する事務	（公文書監理官の職務）
十 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律第九条第一項に規定する弔慰金等に関する事務。	（公文書監理官の職務）
十一 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関する事務。	（公文書監理官の職務）
十二 一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務に関する事務（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。	（公文書監理官の職務）
十三 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関する事務。	（公文書監理官の職務）
十四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関する事務。	（公文書監理官の職務）

四 総務課の所掌事務	（公文書監理官の職務）
五 祀典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関する事務	（公文書監理官の職務）
六 恩給に関する連絡事務に関する事務	（公文書監理官の職務）
七 地方公共団体の人事のあつせんに関する事務	（公文書監理官の職務）
八 統計職員の養成の企画及び立案に関する事務	（公文書監理官の職務）
九 電気通信事業部は、前項第一号に掲げる事務（電波部の所掌に属するものを除く。）同項第二号に掲げる事務及び同項第三号に掲げる事務（電波部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	（電波部の所掌事務）
三 電波部は、第一項第一号及び第三号に掲げる事務（無線に係るものに限る。）並びに同項第四号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。	（統計局の所掌事務）
第十三条 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関する事務。
	二 二次的統計（各種の統計を加工することにより作成される統計をいう。第一百五十五条において同じ。）の作成（他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。
	三 統計の作成及び利用に必要な情報の収集及び提供に関する事務。
	四 統計局の情報システム及び次条第二号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に関する事務。
	五 前各号に掲げるもののほか、統計の作成、研究及び提供に関する事務（他局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。
	六 総務省において実施する統計調査の調整に関する事務。
七 地域力創造審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項のうち地域の活力を創造するための施策に関するものについての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。	（地域力創造審議官の職務）
八 総務官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。	（地域力創造審議官の職務）
九 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第三条第一項の規定による特別交付金に關する事務。	（地域力創造審議官の職務）
十 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律第九条第一項に規定する弔慰金等に関する事務。	（地域力創造審議官の職務）
十一 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関する事務。	（地域力創造審議官の職務）
十二 一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務に関する事務（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。	（地域力創造審議官の職務）
十三 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関する事務。	（地域力創造審議官の職務）
十四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関する事務。	（地域力創造審議官の職務）

十五	前各号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
第二十三条	会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 総務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。 二 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理に関すること。 三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち総務省の所掌に係るものに関すること。 四 総務省所管の国有財産及び物品の管理に関すること。 五 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち総務省の所掌に係るものに関すること。 六 総務省所管の建築物の營繕に関すること。 七 総務省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。 八 國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三条第一項の規定により総務省に設けられた共済組合に関すること。 九 庁内の管理に関すること。 (企画課の所掌事務)
第二十四条	企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 総務省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。 二 総務省の情報システムの整備及び管理に関すること。 三 国立国会図書館支部総務省図書館に関する事務をつかさどる。 四 総務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関すること。 (政策評価広報課の所掌事務)
第二十五条	政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 広報に関すること。 二 総務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。 三 総務省の行政の考査に関すること。

四	総務省の事務能率の増進に関すること。
第二十六条	削除
第二十七条から第三十五条まで	削除
第三十六条	行政管理局に置く課等)
第二百二十九条	第三目 行政管理局 (行政管理局の所掌事務) 八人(うち五人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)を置く。
第三十七条	企画調整課 (企画調整課の所掌事務)
第三十八条	調査法制課 (調査法制課の所掌事務)
第三十九条	行政相談企画課 (行政相談企画課の所掌事務)
第四十条	行政評価監視官 (行政評価監視官の職務)
第四十一条	企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 行政評価局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 二 前号に掲げるもののほか、行政評価局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
第四十二条	政策評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 行政評価局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。 二 政策評価審議会の庶務に関すること。
第四十三条	行政相談企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル府の事務の総括に関すること。 二 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に関する基本的事項の企画及び立案並びにその実施の調整に関すること。
第四十四条	評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一 行政評価等を行うこと(政策評価課の所掌に属するものを除く)。 二 行政評価等に関連して、第六条第四号に規定する業務の実施状況に關し必要な調査を行ふこと。
第四十五条	第五号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関する事務(行政相談企画課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。
第四十六条	第五目 自治行政局 (自治行政局に置く課等) 二 公務員部に、次の二課を置く。 一 地域政策課 二 選挙課 三 管理課 四 福利課 五 行政課 六 住民制度課 七 市町村課 八 地域自立応援課 九 公務員課

第五号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関する事務(行政相談企画課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。	
第四十七条	第五目 自治行政局 (自治行政局に置く課等) 二 公務員部に、次の二課を置く。 一 地域政策課 二 選挙課 三 管理課 四 福利課 五 行政課 六 住民制度課 七 市町村課 八 地域自立応援課 九 公務員課
第四十八条	第五目 自治行政局 (自治行政局に置く課等) 二 公務員部に、次の二課を置く。 一 地域政策課 二 選挙課 三 管理課 四 福利課 五 行政課 六 住民制度課 七 市町村課 八 地域自立応援課 九 公務員課
第四十九条	第五目 自治行政局 (自治行政局に置く課等) 二 公務員部に、次の二課を置く。 一 地域政策課 二 選挙課 三 管理課 四 福利課 五 行政課 六 住民制度課 七 市町村課 八 地域自立応援課 九 公務員課
第五十条	第五目 自治行政局 (自治行政局に置く課等) 二 公務員部に、次の二課を置く。 一 地域政策課 二 選挙課 三 管理課 四 福利課 五 行政課 六 住民制度課 七 市町村課 八 地域自立応援課 九 公務員課

第五号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関する事務(行政相談企画課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。	
第五十一条	第五目 自治行政局 (自治行政局に置く課等) 二 公務員部に、次の二課を置く。 一 地域政策課 二 選挙課 三 管理課 四 福利課 五 行政課 六 住民制度課 七 市町村課 八 地域自立応援課 九 公務員課
第五十二条	第五目 自治行政局 (自治行政局に置く課等) 二 公務員部に、次の二課を置く。 一 地域政策課 二 選挙課 三 管理課 四 福利課 五 行政課 六 住民制度課 七 市町村課 八 地域自立応援課 九 公務員課
第五十三条	第五目 自治行政局 (自治行政局に置く課等) 二 公務員部に、次の二課を置く。 一 地域政策課 二 選挙課 三 管理課 四 福利課 五 行政課 六 住民制度課 七 市町村課 八 地域自立応援課 九 公務員課
第五十四条	第五目 自治行政局 (自治行政局に置く課等) 二 公務員部に、次の二課を置く。 一 地域政策課 二 選挙課 三 管理課 四 福利課 五 行政課 六 住民制度課 七 市町村課 八 地域自立応援課 九 公務員課

九 地方自治に係る法令案に関する意見について
関係部局の調整を図ること。

十 地方制度資料その他の地方行政に関する資料に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、自治行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
(住民制度課の所掌事務)

第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 住民基本台帳制度に関すること。
- 二 番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知並びに同条第七項に規定する個人番号カードの発行、交付及び管理に関すること。
- 三 電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名電子証明書及び同法第二十条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。
- 四 住居表示制度に関すること。
- 五 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。
- 六 地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関すること。
(市町村課の所掌事務)

第四十七条の二 市町村課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものうち地域的な共同活動に係るもの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力をを行うこと。
- 三 地方公共団体の組織及び運営に関する制度のうち地縁による団体に関するもの企画及び立案に関すること。
- 四 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 五 地方独立行政法人に関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方公共団体の名称、市町村の廃置分合及び境界、市町村相互間の変更並びに郡の区域に関する事務に関すること。

第四十八条 地域政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること（自治財政局及び自治税務局並びに行政課及び地域自立応援課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。
- 三 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること（市町村課、地域自立応援課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 地方自治に関する調査及び研究に関すること。
- 五 地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 六 地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に関する意見並びに調査及び統計の作成について関係部局の調整を図ること（行政課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 地方自治に関する情報を処理するため必要な総務省の情報システムの整備及び管理に関すること。

第四十九条 地域自立応援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するもののうち、地方公共団体が主体的に実施する事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。
- 二 地方自治に係る国際協力に関する事務。

第五十条 公務員課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方公務員に関する制度の企画及び立案に關すること（福利課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関する事務（福利課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 前二号に掲げるもののほか、公務員部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第五十二条 選挙課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公職選挙法及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に關すること。
- 二 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に關すること。
- 三 政党その他の政治団体に関する事務（政治資金課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 前三号に掲げるもののほか、選挙部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第五十三条 (福利課の所掌事務)
第五十四条 福利課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方公務員の厚生福利に関する制度の企画及び立案に關すること。
- 二 地方公共団体の職員の安全衛生に関する行政局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 地方団体関係団体の職員の年金制度の企画及び立案に關すること。
- 四 地方公務員の安全衛生に関する行政局の所掌に属するものを除く。）。
- 五 地方公務員災害補償基金の行う業務に関する事務。
- 六 地方財政審議会地方公務員共済組合分科会の庶務に關すること。
- 七 地方公務員の災害補償に関する行政局の所掌に属するものを除く。）。
- 八 地方公務員災害補償基金の行う業務に関する事務。
- 九 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の行う業務に關すること。
- 十 地方公務員災害補償基金の行う業務に關すること。

第五十五条 (選挙課の所掌事務)

- 一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するもののうち、地方公共団体が主体的に実施する事務に関する特定事項についての企画及び立案に參画する。
- 二 地方自治に係る国際協力に関する事務。

第五十六条 (公務員課の所掌事務)

- 一 地方公務員に関する制度の企画及び立案に關すること（福利課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関する事務（福利課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 前二号に掲げるもののほか、公務員部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(管理課の所掌事務)

第五十三条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方自治及び民主政治の普及徹底に関する事務のうち地

事務のうち前条第一号及び第二号に掲げる選

挙、国民審査及び投票並びに政党その他の政

治団体、政治資金及び政党助成に係るものに

関すること。

二 前条第一号及び第二号に掲げる選挙、国民

審査及び投票の施行の準備に関すること。

三 前条第一号及び第二号に掲げる選挙、国民

審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。

四 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民

審査及び一の地方公共団体のみに適用される

特別法の制定のための投票の執行経費に関する

こと。

五 前条第一号及び第二号に掲げる選挙、国民

審査及び投票に関する統計に関すること。

六 中央選挙管理会の庶務に関すること。(政治

資金課の所掌に属するものを除く。)

(政治資金課の所掌事務)

五十一條 政治資金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政治資金に関する制度の企画及び立案に関する

こと。

二 政治団体の届出及び公職の候補者に係る資

金管理団体の届出の受理並びに届出事項の公

表に関すること。

三 政治団体の収支報告書の受理及びその要旨

の公表に関すること。

四 政党助成に関すること。(政党

中央選挙管理会の庶務に関すること。(政党

資金課の所掌に属するものを除く。)

(政治資金課の所掌事務)

(自治財政局に置く課)

第五十五条 自治財政局に、次の六課を置く。

一 財政課
二 地方債課
三 公営企業課
四 財務調査課
五 調整課
六 交付税課

(財政課の所掌事務)

第五十六条 財政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財政課の所掌事務
二 財政課は、次に掲げる事務をつかさ

一 自治財政局の所掌事務に関する総合調整に

関すること。

二 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地

方財政に係るものに関すること。

三 地方財政に関する国と地方公共団体及び地

方公共団体相互間の連絡調整に関すること。

四 地方公共団体の財政に関する制度の企画及

び立案に関すること。(自治税務局及び他課の

所掌に属するものを除く。)

五 地方交付税法第七条に規定する翌年度の地

方団体の歳入歳出総額の見込額に関するこ

と。

六 特別交付税に関する企画及び立案に関する

こと。

七 地方団体に交付すべき特別交付税の額の決

定に関すること。

八 地方財政審議会の庶務(地方公務員共済組

合分科会及び固定資産評価分科会に係るもの

を除く。)に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、自治財政局の

所掌事務で他の所掌に属しないものに関する

こと。

(調整課の所掌事務)

第五十七条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及

び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係

行政機関の長に述べる事務のうち地方財政に

係るものに関すること。

二 地方公共団体の負担を伴う法令案並びに国

の歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積りに

ついて、関係各大臣に対して意見を述べること。

三 地方公共団体の手数料に関すること。

四 地方政法(昭和二十三年法律第百九号)の規定により中央選挙管理会の権限に属させられた事項に係るものに限る。)

六 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備

の一体的推進に関する特別措置法の規定によ

る特定鉄道事業者(特定鉄道事業を經營しようとする者を含む。)に対する技術的助言に関する

こと。

七 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)第二条第一項に規定する空港周辺地域整備計画が定められている地域その他の特定の地域に対する国の財政上の特別措置に関すること。(財務調査課の所掌に属するものを除く。)

(交付税課の所掌事務)

第五十八条 交付税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公営企業に係る地方債の発行の協議及び許可に関する基準

二 公営企業に係る地方債の発行の協議及び届出の受

理並びに許可、地方債の発行の同意及び許可

のを除く。)

三 公営企業の経営の健全化に関すること。

四 公営企業型地方独立行政法人に関するこ

と。

五 公営企業に係る統計に関すること。

六 公営企業の経営に関する報告の徴収及び技

術的助言に関すること。

七 地方自治法第二百五十二条の十七の六の規

定による実地の検査に関すること(公営企業

課の所掌に属するものを除く。)

八 地方公共団体の財政の健全化に関するこ

と。

九 公営企業に係る統計に関すること。

十 公営企業型地方独立行政法人に関するこ

と。

(財務調査課の所掌事務)

第六十条 財務調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方公共団体の財務に關係のある事務に関

する資料の提出の要求及び助言に関するこ

と(他課の所掌に属するものを除く。)。

二 地方公共団体の財政の健全化に関するこ

と。

三 地方自治法第二百五十二条の十七の六の規

定による実地の検査に関すること(公営企業

課の所掌に属するものを除く。)

四 地方財政に関する一般的な調査及び研究に

関すること。

五 地方財政に関する統計に関すること(公営

企業課の所掌に属するものを除く。)

六 地方財政の状況に関する報告に関するこ

と。

(公営企業課の所掌事務)

第六十一条 公営企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公営企業(地方公共団体の経営する企業を

いう。以下同じ。)に関する制度の企画及び立

案に関する基準に関すること。

二 公営企業に係る地方債の発行の協議及び届

出の受理並びに許可に関すること。

三 公営企業に係る地方債の発行の協議及び届

出の受理並びに許可に関する基準に関するもの

を除く。)

四 公営企業の経営に関するあつせん、調停及

び勧告に関すること。

五 公営企業の経営の健全化に関すること。

六 公営企業の経営に関する報告の徴収及び技

術的助言に関すること。

七 辺地に係る公共的施設の総合整備のための

財政上の特別措置並びに助言及び調査に

関すること。

八 辺地に係る公共的施設の総合整備のための

財政上の特別措置並びに助言及び調査に

関すること。

九 辺地に係る公共的施設の総合整備のための

財政上の特別措置並びに助言及び調査に

関すること。

十 地方公共団体金融機構の組織及び運営一般

に関すること。

八	後進地域の開発に関する公共事業に係る国 の負担割合の特例に関すること。
九	首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三 号）第二十四条第一項に規定する近郊整備地 帶、同法第二十五条第一項に規定する都市開 発区域、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第 一百二十九号）第十一一条第一項に規定する近郊 整備区域、同法第十二条第一項に規定する都 市開発区域、中部圏開発整備法（昭和四十一 年法律第二百二号）第十三条第一項に規定する 都市整備区域及び同法第十四条第一項に規定 する都市開発区域の整備のための国の財政上 の特別措置に関すること。
十	公立大学法人に関すること。
	（第七日）自治税務局
第六十条	自治税務局に、次の四課を置く。
（企画課の所掌事務）	企画課
（自治税務局に置く課）	都道府県税課 市町村税課 固定資産税課
第六十一条	企画課は、次に掲げる事務をつかさ どり。
（企画課の所掌事務）	一 自治税務局の所掌事務に関する総合調整に 関すること。 二 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地 方税制に係るものに関すること。 三 地方税制に関する国と地方公共団体及び地 方公共団体相互間の連絡調整に関すること。 四 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及 び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係 行政機関の長に述べる事務のうち地方税制に 係るものに関すること。 五 地方税に関する制度の企画及び立案に関す ること（他課の所掌に属するものを除く。） 六 外國の地方税に関する制度の企画及び立案に 関すること。 七 法定外普通税及び法定外目的税の新設又は 変更に係る協議及び同意に関すること。 八 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動 車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料 譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲 与税に関すること。 九 前各号に掲げるもののほか、自治税務局の 所掌事務で他の所掌に属しないものに関する こと。
第六十二条	企画課は、次に掲げる事務をつかさ どり。
（企画課の所掌事務）	一 自治税務局の所掌事務に関する総合調整に 関すること。 二 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地 方税制に係るものに関すること。 三 地方税制に関する国と地方公共団体及び地 方公共団体相互間の連絡調整に関すること。 四 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及 び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係 行政機関の長に述べる事務のうち地方税制に 係るものに関すること。 五 地方税に関する制度の企画及び立案に関す ること（他課の所掌に属するものを除く。） 六 外國の地方税に関する制度の企画及び立案に 関すること。 七 法定外普通税及び法定外目的税の新設又は 変更に係る協議及び同意に関すること。 八 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動 車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料 譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲 与税に関すること。
第六十三条	企画課は、次に掲げる事務をつかさ どり。
（企画課の所掌事務）	一 自治税務局の所掌事務に関する総合調整に 関すること。 二 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地 方税制に係るものに関すること。
第六十四条	（都道府県税課の所掌事務）
第六十五条	（市町村税課の所掌事務）
第六十六条	（固定資産税課の所掌事務）
第六十七条	（国際戦略局に置く課等）
第六十八条	（国際戦略課の所掌事務）
第六十九条	（国際戦略課）
第七十条	（国際戦略課）
第七十一条	（国際戦略課）
第七十二条	（国際戦略課）
第七十三条	（国際戦略課）
第七十四条	（国際協力課）
第七十五条	（参事官の職務）

第六十四条	（都道府県税課の所掌事務）
第六十五条	（市町村税課の所掌事務）
第六十六条	（固定資産税課の所掌事務）
第六十七条	（国際戦略局に置く課等）
第六十八条	（国際戦略課の所掌事務）
第六十九条	（国際戦略課）
第七十条	（国際戦略課）
第七十一条	（国際戦略課）
第七十二条	（国際戦略課）
第七十三条	（国際戦略課）
第七十四条	（国際協力課）
第七十五条	（参事官の職務）

第六十四条	（都道府県税課の所掌事務）
第六十五条	（市町村税課の所掌事務）
第六十六条	（固定資産税課の所掌事務）
第六十七条	（国際戦略局に置く課等）
第六十八条	（国際戦略課の所掌事務）
第六十九条	（国際戦略課）
第七十条	（国際戦略課）
第七十一条	（国際戦略課）
第七十二条	（国際戦略課）
第七十三条	（国際戦略課）
第七十四条	（国際協力課）
第七十五条	（参事官の職務）

第六十四条	（都道府県税課の所掌事務）
第六十五条	（市町村税課の所掌事務）
第六十六条	（固定資産税課の所掌事務）
第六十七条	（国際戦略局に置く課等）
第六十八条	（国際戦略課の所掌事務）
第六十九条	（国際戦略課）
第七十条	（国際戦略課）
第七十一条	（国際戦略課）
第七十二条	（国際戦略課）
第七十三条	（国際戦略課）
第七十四条	（国際協力課）
第七十五条	（参事官の職務）

(電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限り、国際戦略局の所掌に属するものを除く。)のうち重要事項に係るもののかさどり、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要な審議に参画する。

第九目 情報流通行政局

(情報流通行政局に置く課等)

第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののはか、次の九課及び参考官一人を置く。

総務課

情報通信政策課

情報流通振興課

情報流通作品振興課

情報流通政策課

情報流通振興課

情報流通政策課

四 國際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括に関すること。

五 國際戦略局等の所掌事務に関する財政投融資計画に関する事務の総括に関すること。

六 國際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。

七 情報通信審議会の庶務に関すること。

八 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

九 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。

(情報流通振興課の所掌事務)

一 情報通信作品 (放送番組その他の電磁的方式により流通させることを目的とした音響、映像等の情報により構成される作品 (その素材となる音響、映像等の情報を含む。) をいう。次号において同じ。) の収集、制作及び保管の促進に関すること。

二 情報通信作品に係る情報の電磁的流通の滑化のための制度の整備その他の環境の整備を行うこと。

三 情報通信審議会の庶務に関すること。

四 國際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括に関すること。

五 國際戦略局等の所掌事務に関する財政投融資計画に関する事務の総括に関すること。

六 國際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。

七 情報通信審議会の庶務に関すること。

八 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

一 情報通信作品 (放送番組その他の電磁的方式により流通させることを目的とした音響、映像等の情報により構成される作品 (その素材となる音響、映像等の情報を含む。) をいう。次号において同じ。) の収集、制作及び保管の促進に関すること。

二 情報通信作品に係る情報の電磁的流通の滑化のための制度の整備その他の環境の整備を行うこと。

三 情報通信審議会の庶務に関すること。

四 國際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括に関すること。

五 國際戦略局等の所掌事務に関する財政投融資計画に関する事務の総括に関すること。

六 國際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。

七 情報通信審議会の庶務に関すること。

八 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

一 情報通信作品 (放送番組その他の電磁的方式により流通させることを目的とした音響、映像等の情報により構成される作品 (その素材となる音響、映像等の情報を含む。) をいう。次号において同じ。) の収集、制作及び保管の促進に関すること。

二 情報通信作品に係る情報の電磁的流通の滑化のための制度の整備その他の環境の整備を行うこと。

三 情報通信審議会の庶務に関すること。

四 國際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括に関すること。

五 國際戦略局等の所掌事務に関する財政投融資計画に関する事務の総括に関すること。

六 國際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。

七 情報通信審議会の庶務に関すること。

八 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

一 情報通信作品 (放送番組その他の電磁的方式により流通させることを目的とした音響、映像等の情報により構成される作品 (その素材となる音響、映像等の情報を含む。) をいう。次号において同じ。) の収集、制作及び保管の促進に関すること。

二 情報通信作品に係る情報の電磁的流通の滑化のための制度の整備その他の環境の整備を行うこと。

三 情報通信審議会の庶務に関すること。

四 國際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括に関すること。

五 國際戦略局等の所掌事務に関する財政投融資計画に関する事務の総括に関すること。

六 國際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。

七 情報通信審議会の庶務に関すること。

八 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

(参考官の職務)
第八十六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどり、又は情報流通行政局の所掌事務に関する重要な事項の審議に参画する。

一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関するもの。(技術的政策に関するもの)(技術の開発、改善及び調整に関するもの)

二 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関する事務のうち重要事項に係るものに関するもの。

第八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政行政部の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 郵政行政部の所掌事務に係る国際協力に関する事務。

三 郵政行政部の所掌に属する国際関係事務(次条第三号に掲げるものを除く。)の総括に関する事務。

四 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第十四条第一項、日本郵便株式会社法(平成十七年法律第二百号)第六十六条第一項及び郵便法(昭和二十二年法律第二百六十五号)第六十五条第一項の規定に基づく検査に関する事務。

五 郵政事業のうち郵便事業以外のものに関する事務。

六 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の行う郵便局ネットワーク支援業務に関する事務。

七 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関する事務。

八 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関する事務。

九 前各号に掲げるもののほか、郵政行政部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

(郵便課の所掌事務)
第八十八条 郵便課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政事業のうち郵便事業に関するもの(前条第四号に掲げるものを除く。)。

二 郵便認証司に関する事務(前条第四号に掲げるものを除く。)。

三 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便に関する国際に関する事務。

四 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条に規定する電気通信事業の登録に関する事務。

五 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

六 同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社の組織及び運営一般に関する事務。

七 同条第三項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

八 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

九 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

十 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

十一 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

十二 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

十三 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

十四 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

十五 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

十六 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

十七 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

十八 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

十九 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

二十 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

二十一 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

二十二 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

二十三 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

二十四 同条第一項に規定する電気通信事業の認定に関する事務。

は、有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関する事務をつかさどる。次条第一号において同じ。に関する技術的事項に関する事項(安全・信頼性対策課の所掌に属するものを除く。)。

二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関する事務をつかさどる。電気通信業の技術に係る事項に関する事務(国際戦略局の所掌に属するものを除く。)。

三 安全・信頼性対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二 電気通信事業法第七条に規定する基礎的電気通信設備に関する事務。

三 電気通信事業の用に供する電気通信網の整備及び維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

四 電気通信設備の所掌に属するものに関する事務。

五 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

六 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

七 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

八 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

九 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十一 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十二 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十三 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十四 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十五 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十六 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十七 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十八 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

十九 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二十 電気通信設備に係る一般的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

七 電波の利用の促進に関すること（国際戦略局及び情報流通行政局並びに他課の所掌に属するものを除く）。

八 分配された周波数の使用及び混信に関する国際電気通信連合及び外国の主管部等との連絡に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、電波部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する連絡に関すること。

（基幹・衛星移動通信課の所掌事務）

第一百条 基幹・衛星移動通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 無線局に掲げるもの（国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く）。

二 無線局免許等関係事務に関すること（情報流通行政局及び移動通信課の所掌に属するものを除く）。

三 無線局に係る電波の利用の促進に関すること（国際戦略局及び情報流通行政局並びに移動通信課の所掌に属するものを除く）。

四 電波法第二百二条の十七第一項に規定する電波有効利用促進センターの組織及び運営一般に関すること（無線に係るものに限る）。

（移動通信課の所掌事務）

第一百一条 移動通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる無線局に係る無線局免許等関係事務に関すること（情報流通行政局の所掌に属するものを除く）。

イ 陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行わないもの（自動車その他の陸上を移動するものとの間に通信を行うことを目的とするものに限り、人工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの及びハニーハンプル局に該当するものを除く）。

ロ 陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行うもの（人工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの及びハニーハンプル局に該当するものを除く）。

ハ 電波法第五条第二項第二号に規定するア マチュア無線局

二 前号イからハまでに掲げる無線局に係る電波の利用の促進に関すること（国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く）。

二 統計研究研修所の組織及び運営一般に関すること。

（電波環境課の所掌事務）

第一百三条 電波環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。

二 無線局の電波の発射の停止に関すること。

三 無線設備の機器の試験及び較正に関すること。

四 無線設備の機器の試験及び較正に関すること。

五 無線設備に関する基準・認証制度に関すること。

六 電波法第十条第一項に規定する無線設備等の検査又は点検の事業を行う者の登録に関すること。

三 独立行政法人統計センターの組織及び運営一般に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、統計局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する連絡に関すること。

（事業所情報管理課の所掌事務）

第一百十二条 事業所情報管理課は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第八項に規定する事業所母集団データベースを構成する事業所に関する情報その他の統計の作成に必要な情報の収集及び提供に関する事務をつかさどる。

（統計情報利用推進課の所掌事務）

第一百十三条 統計情報利用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統計の利用に必要な情報の収集及び提供に関する事務。

二 国勢調査その他の人口に関する統計調査に係る調査票情報（統計法第二条第十一項に規定する調査票情報をいう。）の二次利用及び提供並びに委託による当該調査票情報をを利用した統計の作成及び統計的研究に関する事務。

三 国勢調査その他の国勢の基本に関する統計調査に係る匿名データ（統計法第二条第十二項に規定する匿名データをいう。）の作成及び提供に関する事務。

四 統計に関する図書の編集及び刊行を行うこと。

四 総務省において実施する統計調査の調整に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、統計調査部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する連絡に関すること。

（国勢統計課の所掌事務）

第一百十六条 国勢統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国勢調査その他の人口に関する統計調査の実施及び製表に関する事務。

二 就業及び不就業の状態に関する統計調査の実施及び製表に関する事務。

三 住宅及び土地に関する統計調査の実施及び製表に関する事務。

四 人口の推計に関する事務。

（統計局に置く課等）

第一百十条 統計局に、統計調査部に置くもののはか、次の三課及び統計情報システム管理官一人を置く。

一 総務課

二 調査企画課

三 統計情報利用推進課

四 統計調査部に、次の四課を置く。

（統計情報システム管理官の職務）

第一百十四条 統計情報システム管理官は、統計局の情報システム及び第十四条第二号に掲げる事務に関する情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

（統計企画課の所掌事務）

第一百十五条 調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統計調査部の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関する事務。

三 二次的統計の作成に関する事務（国勢統計課及び消費統計課の所掌に属するものを除く）。

（統計企画管理官等）

第一百十九条 本省に、統計企画管理官一人、統計審査官三人、統計調整官一人、国際統計管理官一人及び恩給管理官一人を置く。

（統計企画管理官の職務）

第一百八十七条 経済統計課は、事業所及び企業に関する統計調査の実施及び製表に関する事務をつかさどる。

（統計企画課の所掌事務）

第一百八十八条 消費統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者に関する統計調査の実施及び製表に関する事務。

二 価格に関する統計調査の実施及び製表に関する事務。

三 消費者物価指数の作成に関する事務。

（統計企画管理官等）

第一百九条 本省に、統計企画管理官一人、統計審査官三人、統計調整官一人、国際統計管理官一人及び恩給管理官一人を置く。

（統計企画管理官の職務）

第一百九十九条 統計企画管理官は、政策統括官のつゝかさどる職務（第十四条第二号イ、ハ及びホに掲げるものに限り、第四項各号に掲げるものを除く。）を助ける。

（統計審査官の職務）

第二百条 統計審査官は、命を受けて、政策統括官のつゝかさどる職務（第十四条第二号ロに掲げるものに限り、次項各号に掲げるものを除く。）を助ける。

（統計調査官の職務）

第二百零一条 統計調査官は、政策統括官のつゝかさどる職務（第十四条第二号イ、ハ及びホに掲げるものに限り、次項各号に掲げるものを除く。）を助ける。

（統計委員会の所掌事務）

第二百零二条 統計委員会の所掌事務についての関係行政機関との連絡調整に関する事務。

（統計委員会の庶務に関する事務）

5 国際統計管理官は、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第二号ニに掲げるものに限る。）を助ける。
6 恩給管理官は、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第三号及び第四号に掲げるものに限る。）を助ける。

第十三回 サイバーセキュリティ統括官

（参考官）

第二百二十条 本省に、参考官一人を置く。

第二百二十二条 参事官は、命を受けて、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける。

第三節 審議会等

（設置） 第百二十二条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

恩給審査会 情報通信行政・郵政行政審議会

情報通信審議会 政策評価審議会

恩給審査会 情報通信行政・郵政行政審議会

情報通信審議会 政策評価審議会

恩給審査会 国立研究開発法人審議会

（恩給審査会） 第百二十二条 恩給審査会は、恩給法（大正十二年法律第四十九号）恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）附則その他の恩給に関する法令を含む）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

第二百二十三条 前項に定めるもののほか、恩給審査会令（平成二年政令第九十七号）の定めるところによる。

（政策評価審議会）

第二百二十三条 政策評価審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。

二 各府省及びデジタル庁の政策について行い政策評価の客観的かつ厳格な実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視に関する重要な事項

二 前号イからハまでに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の規定に基づく

きその権限に属させられた事項を処理すること。

立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十二号）の定めるところによる。

第四節 施設等機関

（設置） 第百二十六条 本省に、次の施設等機関を置く。

自治大学校 情報通信政策研究所

（自治大学校） 第百二十七条 自治大学校は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに対する高度の研修を行うこと。

二 地方公共団体に対し、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九条に規定する研修の内容及び方法に関する技術的助言を行うこと。

三 地方自治に関する調査及び研究を行うこと。

四 地方自治に関する資料の収集及び編集を行うこと。

五 地方公共団体の行政に密接な関係がある職務に従事する国家公務員に対し、その任命権者の依頼を受けて研修を行うこと。

六 地方自治学校の位置及び内部組織は、総務省令で定める。

七 地方自治に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。

八 地方自治に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）、独立行政法人電気通信事業法、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第一百六十号）、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワークリク支援機構法（平成十七年法律第百一号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

九 前項に定めるもののほか、情報通信行政・郵政行政審議会に関し必要な事項については、情報通信行政・郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）の定めるところによる。

（国立研究開発法人審議会）

二 前項に定めるもののほか、情報通信行政・郵政行政審議会に関し必要な事項については、情報通信行政・郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）の定めるところによる。

（統計研究研修所） 第百三十二条 統計研究研修所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統計技術の研究に関すること。

二 国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修を行うこと。

三 統計研究研修所の位置及び内部組織は、総務省令で定める。

（統計研究研修所） 第百三十三条 管区行政評価局の名称、位置及び管轄区域

（管区行政評価局） 第百三十四条 管区行政評価局の内部組織

（管区行政評価局） 第百三十五条 管区行政評価局に、次の二部を置く。

（管区行政評価局） 第百三十六条 沖縄行政評価事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

（沖縄行政評価事務所） 第百三十七条 行政評価事務所の名称、位置及び管轄区域

（行政評価事務所） 第百三十八条 行政評価事務所を置く。

（行政評価事務所） 第百三十九条 行政評価事務所の名称、位置及び管轄区域

（行政評価事務所） 第百四十条 行政評価事務所を置く。

（行政評価事務所） 第百四十一条 行政評価事務所を置く。

（行政評価事務所） 第百四十二条 行政評価事務所を置く。

（行政評価事務所） 第百四十三条 行政評価事務所を置く。

（行政評価事務所） 第百四十四条 行政評価事務所を置く。

（行政評価事務所） 第百四十五条 行政評価事務所を置く。

（行政評価事務所） 第百四十六条 行政評価事務所を置く。

（行政評価事務所） 第百四十七条 行政評価事務所を置く。

一項第九十三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

第五節 地方支分部局

（管区行政評価局の名称、位置及び管轄区域）

(総合通信局の名称、位置及び管轄区域)

第一百三十八条 総合通信局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道総合通信局	札幌市	北海道
東北総合通信局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県
関東総合通信局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県
信越総合通信局	長野市	新潟県 富山県 石川県 福井県
北陸総合通信局	金沢市	福井県
東海総合通信局	岐阜市	愛知県 静岡県 三重県
近畿総合通信局	大阪市	滋賀県 京都府 大坂府
中国総合通信局	広島市	鳥取県 島根県 山口県 愛媛県 高知県
四国総合通信局	松山市	徳島県 香川県 大分県 鹿児島県
九州総合通信局	熊本市	佐賀県 長崎県 福岡県 熊本県

2 前項の規定にかかわらず、総務省設置法第二十九条第一項に定める事務のうち、電波の監視及び電波の質の是正、不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査、電波の質等の検査並びに電波の発射の停止に係るものに関する沖縄総合通信事務所の管轄区域については、総務省令で別段の定めをすることができる。

3 前二項に定めるもののほか、総合通信局の内部組織は、総務省令で定める。

(沖縄総合通信事務所の位置及び管轄区域)

第一百四十一条 沖縄総合通信事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

2 前項の規定にかかわらず、総務省設置法第二十九条第一項に定める事務のうち、電波の監視及び電波の質の是正、不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査、電波の質等の検査並びに電波の発射の停止に係るものに関する沖縄総合通信事務所の管轄区域については、総務省令で別段の定めをすることができる。

第二章 消防

第一节 特別な職

(次長)

第一百四十一条 消防庁に、次長一人を置く。

(審議官)

2 異議官は、命を受けて、消防庁の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(第二節 内部部局)

(部の設置)

第一百四十二条 消防庁に、審議官一人を置く。

2 審議官は、命を受けて、消防庁の所掌事務に關する重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(国民保護・防災部の所掌事務)

第一百四十三条 消防庁に、国民保護・防災部を置く。

(国民保護・防災部)

2 国民保護・防災部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(国民保護・防災部の所掌事務)

2 国民保護・防災部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(消防部の設置)

第一百四十四条 消防部に、国民保護・防災部を置く。

(消防部)

2 消防部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(消防部の所掌事務)

八 人命の救助に係る活動の基準に関すること。

九 航空機による消防に関する制度の企画及び立案に關すること。

十 航空機による消防の活動の基準に関すること。

十一 消防統計及び消防情報に關すること。

十二 消防通信に關すること。

十三 消防の応援及び消防の支援並びに緊急消防援助隊に關すること。

十四 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)、大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)、原子力災害防援助隊に關すること。

十五 地震に係る地震防災対策の推進に關する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)及び首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)に基づく地方公共団体の事務に關する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に關すること。

十六 國際緊急援助隊の派遣に關する法律(昭和六十二年法律第九十三号)に基づく國際緊急援助活動に關すること。

十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に關すること。

十八 大震火災その他の地震災害に關する消防上の対策に關すること。

十九 消防組織法第四十二条第二項の規定による災害の防御の措置の協定に關すること。

二十 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第七条第六項の規定による水防計画の報告及び同法第四十七条第一項の規定による水防に関する報告に關すること。

二十一 消防庁の情報システムの整備及び管理に関する事項。

二十二 消防部及び消防課の所掌に屬するものについての人事並びに教養及び訓練に關すること。

二十三 消防組織法第三十七条の規定による勧告・指導及び助言に關すること(國民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に屬するものを除く)。

(総務課の所掌事務)

二 機密に關すること。

三 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關すること。

四 消防部の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

五 消防部の所掌事務に關する総合調整に關すること。

六 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關すること。

七 消防部の所掌事務に關する官報掲載に關すること。

八 法令案その他の公文書類の審査及び進達に關すること。

九 消防部の機構及び定員に關すること。

十 消防部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。

十一 消防部所属の行政財産及び物品の管理に關すること。

十二 消防部の職員の衛生、醫療その他の福利厚生に關すること。

十三 庁内の管理に關すること。

十四 広報に關すること。

十五 消防部の保有する情報の公開に關すること。

十六 消防部の保有する個人情報の保護に關すること。

十七 消防部の所掌事務に關する政策の評価に關すること。

十八 消防部の行政の考査に關すること。

十九 消防部の事務能率の増進に關すること。

二十 消防制度及び消防準則の企画及び立案に關すること(國民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に屬するものを除く)。

二十一 消防に關する表彰及び報償に關すること。

二十二 消防組織法第三十七条の規定による勧告・指導及び助言に關すること(國民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に屬するものを除く)。

二十三 消防組織法第三十七条の規定による勧告・指導及び助言に關すること(國民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に屬するものを除く)。

二十四 消防組織法第三十七条の規定による勧告・指導及び助言に關すること(國民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に屬するものを除く)。

二十五 消防組織法第三十七条の規定による勧告・指導及び助言に關すること(國民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に屬するものを除く)。

二十六 消防組織法第三十七条の規定による勧告・指導及び助言に關すること(國民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に屬するものを除く)。

二十七 消防組織法第三十七条の規定による勧告・指導及び助言に關すること(國民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に屬するものを除く)。

二四 消防に関する試験及び研究に関すること。 （国民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に属するものを除く。）	二四 消防に関する試験及び研究に関すること。 （国民保護・防災部並びに消防・救急課及び予防課の所掌に属するものを除く。）
二十五 消防大学校における事務のうち第百五十二条第二項第七号に掲げるものに関すること。	二十六 消防審議会の庶務に関すること。
二十七 前各号に掲げるもののほか、消防庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。	二十七 前各号に掲げるもののほか、消防庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（消防・救急課の所掌事務）	（消防・救急課の所掌事務）
第一百四十七条 消防・救急課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第一百四十七条 消防・救急課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二八 消防審議会の庶務に関すること。	一 防火査察、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関すること。
二九 消防大学校における事務のうち第百五十二条第二項第七号に掲げるものに関すること。	二 火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関すること。
三十 消防審議会の庶務に関すること。	三 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関すること。
（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項に規定する消防用設備等の基準に関すること。	四 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項に規定する消防用設備等の基準に関すること。
（消防・救急課の所掌事務）	（消防・救急課の所掌事務）
第一百四十八条 予防課は、次に掲げる事務をつかさどる。	五百一十九条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五百二十条 予防課は、次に掲げる事務をつかさどる。	五百二十条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関すること並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。	一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関すること並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。
二 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関すること。	二 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関すること。
三 消防職員及び消防団員の教養訓練の基準に関すること。	三 消防職員及び消防団員の教養訓練の基準に関すること。
四 消防に関する市街地の等級化に関すること。	四 消防に関する市街地の等級化に関すること。
五 消防職員及び消防団員の教養訓練の基準に関すること。（国民保護・防災部の所掌に属するものを除く。）	五 消防職員及び消防団員の教養訓練の基準に関すること。（国民保護・防災部の所掌に属するものを除く。）
六 国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員の教育訓練に関すること。	六 国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員の教育訓練に関すること。
七 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関すること。	七 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関すること。
八 消防に必要な人員及び施設の基準（消防団の装備の基準を除く。）に関すること。	八 消防に必要な人員及び施設の基準（消防団の装備の基準を除く。）に関すること。
九 防災計画に基づく消防に関する計画の基準に関すること。	九 防災計画に基づく消防に関する計画の基準に関すること。
十 消防大学校における事務のうち第百五十号に掲げるものに関すること。	十 消防大学校における事務のうち第百五十号に掲げるものに関すること。
十一 林野火災その他の特殊灾害に関する消防上の対策に関すること（国民保護・防災部の所掌に属するものを除く。）	十一 林野火災その他の特殊灾害に関する消防上の対策に関すること（国民保護・防災部の所掌に属するものを除く。）
十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消防庁に属させられた事項に関すること（火災予防に関するものに限る。）	十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消防庁に属させられた事項に関すること（火災予防に関するものに限る。）
（防災課の所掌事務）	（防災課の所掌事務）
第一百四十九条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第一百四十九条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五百十条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は国民保護・防災部の所掌事務に関する重要な事項の审議に参画すること。	五百一十条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は国民保護・防災部の所掌事務に関する重要な事項の审議に参画すること。
（参事官の職務）	（参事官の職務）
五百十一条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。	五百十一条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関すること並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。	一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関すること並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。
二 消防組織法第四十二条第二項の規定による災害の防御の措置の協定に関すること。	二 消防組織法第四十二条第二項の規定による災害の防御の措置の協定に関すること。
三 国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対する教育訓練を行うこと。	三 国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対する教育訓練を行うこと。
四 消防学校並びに消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助を行うこと。	四 消防学校並びに消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助を行うこと。
五 消防法第十七条の二の四第一項の規定による消防時における消防活動その他の消防の実行を行うこと。	五 消防法第十七条の二の四第一項の規定による消防時における消防活動その他の消防の実行を行うこと。
六 消防法第二十一条の二の二第一項の規定による同法第二十二条の二第二項に規定する検定対象機械器具等についての試験又は同法第三項に規定する型式適合検定を行うこと。	六 消防法第二十一条の二の二第一項の規定による同法第二十二条の二第二項に規定する検定対象機械器具等についての試験又は同法第三項に規定する型式適合検定を行うこと。
七 科学技術に関する研究、調査及び試験を行い並びにその成果を普及すること。	七 科学技術に関する研究、調査及び試験を行い並びにその成果を普及すること。
八 住民の自主的な防災組織を構成する者に対する消防に関する教育訓練に関し、調査及び	八 住民の自主的な防災組織を構成する者に対する消防に関する教育訓練に関し、調査及び

企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第一項及び第二項に規定する特別経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関すること。

二 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第一項及び第二項に規定する特別経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関すること。

三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十四条第三項の規定による元利償還に要する経費を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する地方債の指定に関すること。

四 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務、第二項に規定する事務並びに前項各号に掲げる事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成十三年法律第十四号）附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三条号）の規定による国財政上の特別措置に関する事務をつかさどる。

（自治税務局企画課の所掌事務の特例）

第五十五条 自治税務局企画課は、第六十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別譲与税に関する事務をつかさどる。

（情報流通行政局参事官の設置期間の特例）

第五十六条 自治税務局都道府県税課は、第六十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別税に関する事務をつかさどる。

（情報流通行政局参事官の設置期間の特例）

第五十七条 第七十六条第一項の参事官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）

第五十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第六条第一項に掲げる事務をつかさどる。

二 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期の特例。

間の末日までの間、附則第六条第二項に規定する事務をつかさどる。

（恩給管理官の職務の特例）

第十九条 恩給管理官は、第一百十九条第六項に規定する事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち附則第七条各号に掲げる事務を助ける。

（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）

第二十条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第一百二十五条第一項に定めるもののほか、当分の間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この条において「整備法」という。）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）、第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第百五条、整備法附則第二十条の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）、第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（自治税務局企画課の所掌事務の特例）

第十六条 自治税務局都道府県税課は、第六十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別税に関する事務をつかさどる。

（自治税務局企画課の所掌事務の特例）

第十七条 第七十六条第一項の参事官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第六条第一項に掲げる事務をつかさどる。

（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）

第十九条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年六月二三日政令第一号）抄
（施行期日）

五五三号 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一三年三月三〇日政令第八号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

附 則 （平成一四年九月四日政令第一九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 （平成一四年九月四日政令第一九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年三月二四日政令第六六号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則 （平成一五年三月二六日政令第七六号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年三月二八日政令第八〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則 （平成一五年四月九日政令第一〇一号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十五年四月九日）から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二 八三号）抄 (施行期日)	この政令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
第一条 この政令は、平成十五年七月一日から施行する。 附 則（平成一五年六月二七日政令第二 九二号）抄 (施行期日)	この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年七月二十五日）から施行する。 附 則（平成一五年八月八日政令第三 五号）抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日（平成十五年七月二十五日）から施行する。
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。 附 則（平成一五年八月八日政令第三 八号）抄 (施行期日)	この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第三十八条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。 附 則（平成一五年八月二九日政令第三 七八号）抄 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第三十八条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
第一条 この政令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。 附 則（平成一五年一二月三日政令第四 八三号）抄 (施行期日)	この政令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。 附 則（平成一五年一二月三日政令第四 八七号）抄 (施行期日)	この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。 附 則（平成一五年一二月三日政令第四 五〇一号）抄 (施行期日)	この政令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。
第一条 この政令は、電波法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年七月十二日）から施行する。 附 則（平成一五年一二月二五日政令第 五一号）抄 (施行期日)	この政令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年七月十二日）から施行する。
附 則（平成一六年二月六日政令第一 四号）抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
附 則（平成一六年二月六日政令第一 四号）抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。 附 則（平成一六年四月一日政令第一 六号）抄 (施行期日)	この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成一六年四月一日政令第一 六号）抄 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成一六年四月一日政令第一 六号）抄 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成一七年八月一五日政令第二 八〇号）抄 (施行期日)	この政令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成一七年八月一五日政令第二 八一号）抄 (施行期日)	この政令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成一七年八月一五日政令第二 八二号）抄 (施行期日)	この政令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成一七年八月一五日政令第二 八三号）抄 (施行期日)	この政令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。
附 則（平成一八年六月一四日政令第二 一四号）抄 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年六月一四日政令第二 一五号）抄 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。 附 則（平成一七年八月一五日政令第二 九四号）抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年二月二十二日）から施行する。 附 則（平成一九年三月二日政令第三 三八一号）抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日（平成十八年二月二十二日）から施行する。
附 則（平成一九年三月二日政令第三 三九号）抄 (施行期日)	この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則（平成一八年八月一一日政令第二 五九号）抄 (施行期日)	この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年九月十七日）から施行する。 附 則（平成一六年一二月二七日政令第 四二五号）抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日（平成十六年九月十七日）から施行する。
附 則（平成一八年二月二四日政令第二 五九号）抄 (施行期日)	この政令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十一月三十日）から施行する。
第一条 この政令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十一月三十日）から施行する。 附 則（平成一八年三月三一日政令第一 六号）抄 (施行期日)	この政令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十一月三十日）から施行する。
第一条 この政令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）を加える改正規定並びに附則第九条中「総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）」第百四十八条及び第一百四十九条の改正規定（平成十六年四月一日）を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定（平成十六年四月一日）を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定（平成十六年四月一日）を加える改正規定（平成十六年四月一日）から施行する。 附 則（平成一六年三月二四日政令第五 九号）抄 (施行期日)	この政令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定（平成十六年四月一日）を加える改正規定（平成十六年四月一日）を加える改正規定（平成十六年四月一日）を加える改正規定（平成十六年四月一日）から施行する。
第一条 この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。 附 則（平成一六年三月二四日政令第五 九号）抄 (施行期日)	この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
第一条 この政令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十七年五月十六日）から施行する。 附 則（平成一七年四月一五日政令第一 五九号）抄 (施行期日)	この政令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十七年五月十六日）から施行する。
第一条 この政令は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（以下「廃止法」という。）の施行の日（平成十八年五月二十九日）から施行する。 附 則（平成一八年五月二四日政令第二 〇一号）抄 (施行期日)	この政令は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（以下「廃止法」という。）の施行の日（平成十八年五月二十九日）から施行する。
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 附 則（平成一八年六月一四日政令第二 一四号）抄 (施行期日)	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成一八年八月一一日政令第二 六五号）抄 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則（平成一八年八月一一日政令第二 六五号）抄 (施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。 附 則（平成一七年八月一五日政令第二 九四号）抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年二月二十二日）から施行する。 附 則（平成一九年三月二日政令第三 三八一号）抄 (施行期日)	この政令は、法の施行の日（平成十八年二月二十二日）から施行する。
附 則（平成一九年三月二日政令第三 三九号）抄 (施行期日)	この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

規定の施行の日（平成二十二年三月三十日）から施行する。

附 則（平成二十三年一月二六日政令第四二七号）

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十一月二十七日）から施行する。

附 則（平成二十四年一月二七日政令第一九号）抄

（施行期日）
この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年二月一日）から施行する。

附 則（平成二十四年三月二六日政令第五六号）抄

（施行期日）
この政令は、改正法の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。
附 則（平成二十四年三月三〇日政令第八一号）
この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第百四十六条及び第一百四十八条の改正規定
二 第十九条第一項の改正規定 平成二十四年七月一日
附 則（平成二十四年三月三一日政令第九九号）抄

（施行期日）
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則（平成二十四年三月三一日政令第一一三号）抄

（施行期日）
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則（平成二十四年五月八日政令第一九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二七日政令第一六九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二七日政令第一七〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年七月二五日政令第二〇二号）抄

（施行期日）
この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十四年一月二九日政令第一九号）抄

（施行期日）
この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四十条及び表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月八日政令第五五号）抄

（施行期日）
この政令は、廃止法の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月一五日政令第六五号）抄

（施行期日）
この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月二七日政令第八三号）抄

（施行期日）
この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年五月一六日政令第一四二号）抄

（施行期日）
この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年一月二六日政令第一三六〇号）抄

（施行期日）
この政令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

附 則（平成二十五年一月二六日政令第一三六二号）抄

（施行期日）
この政令は、法の施行の日（平成二十五年十一月二十七日）から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二六日政令第三六六号）

（施行期日）
この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日政令第一〇五号）

（施行期日）
この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄

（施行期日）
この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一四五号）抄

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月二七日政令第九五号）抄

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年六月一三日政令第一一〇号）抄

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月三〇日政令第一〇二号）抄

（施行期日）
この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。

附 則（平成二七年一月三〇日政令第一〇二号）抄

（施行期日）
この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削除する改正規定及び同令第七百七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた

場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。）第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄

（施行期日）
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一三六六号）

（施行期日）
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一五八号）

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年四月一〇日政令第一八二号）

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年五月二〇日政令第一三四四号）

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日政令第一一〇号）

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月一九日政令第一一〇号）抄

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一月三〇日政令第一三四五号）抄

（施行期日）
この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。

(施行期日)	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第二項において「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行期日)	第一条 第四条の規定並びに附則第七条、第八条及び第十条の規定並びに附則第十二条の規定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「番号利用法整備法」という。)第十七条第二項及び第十八条第四項に係る部分に限る。)番号利用法の施行の日(平成二十七年十月五日)
(施行期日)	第一条 第四条の規定並びに附則第十二条の規定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「番号利用法整備法」という。)第十七条第二項及び第十八条第四項に係る部分に限る。)番号利用法の施行の日(平成二十七年十月五日)
(施行期日)	(総務省組織令の一部改正に伴う経過措置)
(施行期日)	第十一条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における第四条の規定による改正後の総務省組織令第七条第一項第十三号並びに第四十七条第四号及び第六号の規定の適用については、同項第十三号中「通知並びに番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(同号において「個人番号カード」という。)」とあり、及び同条第四号中「通知並びに個人番号カード」とあるのは、「通知」と、同条第六号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構」とあるのは、「電子署名に係る地方公共団体」とする。

1 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二八年三月三一日政令第一二号)	第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
2 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二八年三月三一日政令第一二号)	第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
3 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二八年四月六日政令第一九号)	第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
4 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二八年六月三〇日政令第二四八号)	第一条 この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国に重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)の施行の日から施行する。
5 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二八年七月一日政令第二四五八号)	第一条 この政令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年七月一日)から施行する。
6 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二八年八月八日政令第二四八号)	第一条 この政令は、平成三十年七月二十日から施行する。
7 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年七月一日政令第二二七号)	第一条 この政令は、平成三十年七月二十日から施行する。
8 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年八月八日政令第二二九号)	第一条 この政令は、平成三十一年七月二十日から施行する。
9 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年八月八日政令第二二九号)	第一条 この政令は、平成三十一年七月二十日から施行する。
10 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年九月一日政令第一二〇号)	第一条 この政令は、平成二十九年九月一日から施行する。
11 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年三月三一日政令第一二〇号)	第一条 この政令は、平成二十九年三月三一日から施行する。
12 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一二九二号)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
13 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年七月七日政令第一一八号)	第一条 この政令は、平成二十九年七月七日から施行する。

1 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二七年一月二六日政令第一二九二号)	第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。
2 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年七月七日政令第一一八号)	第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。
3 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。
4 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。
5 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。
6 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。
7 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。
8 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。
9 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。
10 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。
11 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。
12 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。
13 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。

1 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、令和元年五月一日から施行する。ただし、第五条中国家戦略特別区域法施行令第二十七条の表の改正規定、第七条中総務省組織令附則第三条第三項の表の改正規定、同令附則第八条の改正規定、同令附則第十五条第三項及び第二十二条の改正規定並びに同令附則第二十三条第二項の改正規定、第八条並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
2 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間におけるこの政令による改正後の総務省組織令第四十八条の規定は、平成二十九年五月一日から施行する。
3 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
4 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
5 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
6 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
7 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
8 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
9 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
10 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
11 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
12 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
13 (施行期日) ○三号 (O三号) 抄	附則 (平成二九年五月二六日政令第一一七号)	第一条 この政令は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日	附 則（令和三年三月三一日政令第一三
（施行期日）	この政令は、令和三年四月一日から施行する。	附 則（令和三年六月三〇日政令第一八
（施行期日）	この政令は、令和三年七月一日から施行する。	附 則（令和三年七月二日政令第一九五
（施行期日）	この政令は、令和三年九月一日から施行する。	附 則（令和三年一〇月二九日政令第二
（施行期日）	この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。	附 則（令和四年三月二十五日政令第九三
（施行期日）	この政令は、令和四年四月一日から施行する。	附 則（令和四年三月三一日政令第一六
（施行期日）	この政令は、令和四年七月一日から施行する。	附 則（令和四年九月九日政令第三〇〇
（施行期日）	この政令は、令和六年一月一日から施行する。	附 則（令和四年六月二十四日政令第二三
（施行期日）	この政令は、令和四年七月一日から施行する。	附 則（令和四年三月三一日政令第一六
（施行期日）	この政令は、令和四年四月一日から施行する。	附 則（令和四年九月九日政令第三〇〇
（施行期日）	この政令は、令和六年一月一日から施行する。	附 則（令和五年三月三一日政令第一三
（施行期日）	この政令は、公布の日から施行する。	附 則（令和五年三月三一日政令第一三

（施行期日）	この政令は、令和五年四月一日から施行する。	附 則（令和五年七月五日政令第二三四
（施行期日）	この政令は、令和五年七月七日から施行する。	附 則（令和五年七月七日政令第二六
（施行期日）	この政令は、令和六年四月一日から施行する。	附 則（令和六年三月三〇日政令第一三
（施行期日）	この政令は、令和六年四月一日から施行する。	附 則（令和六年四月二四日政令第一七
（施行期日）	この政令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。	附 則（令和六年四月二四日政令第一七
（施行期日）	この政令は、東京行政評議事務所等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。	附 則（令和六年四月二四日政令第一七
（施行期日）	この政令は、東京都等の管轄区域	別 表（第一百三十七条関係）
（施行期日）	東京都 東京都	名称
（施行期日）	東京都 東京都	位置
（施行期日）	横浜市 神奈川県	管轄区域
（施行期日）	新潟市 新潟県	名称
（施行期日）	石川県 石川県	位置
（施行期日）	石川県 石川県	管轄区域
（施行期日）	兵庫県 兵庫県	名称
（施行期日）	兵庫県 兵庫県	位置
（施行期日）	神戸市 神戸市	管轄区域
（施行期日）	熊本市 熊本県	名称
（施行期日）	熊本県 熊本県	位置